

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2020年3月1日

調和

No. 165

社報タイトル「調和」は社内で掲げる令和2年の標語です。

会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員 税理士	小林 政 仁	税理士	須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

4月の税務

● 4月10日

1. 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 4月30日

2. 2月決算法人の確定申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
3. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税・地方消費税〉
4. 8月決算法人の中間申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
5. 消費税の年税額が400万円超の5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉
6. 消費税の年税額が4,800万円超の1月, 2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)
〈消費税・地方消費税〉

● 4月中において市町村の条例で定める日

7. 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付



海外不動産所得の制限について

昨年の税制改正大綱により、令和3年より、海外不動産所得により生じた損失については一定の制限がかかることとなりました。具体的には、国外の中古建物から生じる不動産所得を有し、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失の金額があるときは、その損失の金額のうち、国外中古建物の償却費に相当する金額は、生じなかったものとみなされます。

この改正により、海外の中古不動産を利用した所得税の還付スキームは、今後利用できなくなりますのでご注意ください。

また、上記により償却費とみなされなかった金額は、売却の際、譲渡所得の金額の計算上、償却費の累計額から除かれる処置がとられる予定です。



現在流行している感染症対策について



現在、新型コロナウイルスが猛威を振るわせていますが、気を付けなければならないのはコロナウイルスではありません。例年、この時期にはインフルエンザやノロウイルスなど、気を付けなければならないウイルスがあります。

病気を引き起こす原因は手を仲介してウイルスや細菌が体内に侵入し、発症するといわれています。トイレの後、食事の前、外出後は必ず手洗いを20、30秒心がけ、予防しましょう。



一人一人の予防が、周りへの感染を防ぐことにつながります。しっかりと感染症対策をして、病にかからないようにしましょう。



石塚 始夢